証券コード　6092
平成27年６月10日

株　主　各　位

東京都千代田区神田多町二丁目11番地
株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表取締役社長　西　　村　　実

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午後１時
※受付開始時刻は、午後０時30分を予定しております。

２．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階
ソラシティカンファレンスセンター　Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第16期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第16期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://enbio-holdings.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策などを背景に円安や株高が進み、輸出関連企業を中心とした企業業績の改善や、公共投資の増加等から緩やかな回復基調にありました。一方、輸入物価の上昇や、消費税増税を背景とした個人消費の低迷等により、景気の持ち直しの動きは鈍い状況となっております。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす不動産市況は、土地取引の件数が平成26年はわずかながら前年比で減少に転じました。また国内の住宅市場においては、消費税増税による駆け込み需要の反動から、新設住宅着工数は前年を下回る水準で推移いたしました。さらに建設市場においては、建設技能者の不足に伴う労務費の上昇や原材料価格の上昇など、一部懸念材料を抱えた状況で推移してまいりました。

持分法適用会社を展開する中国では、工場跡地の再開発に伴う土壌汚染対策に関する通達（5月）や土壌汚染に関する調査、リスク評価、修復及びモニタリングの技術ガイドラインの施行（7月）など、法整備に向けた動きが進みました。

このような背景のもと、土壌汚染対策事業を中心にグループの総合力を活かして、土壌汚染関連機器・資材販売事業やブラウンフィールド活用事業を積極的に展開いたしました。

しかしながら経費増を伴った営業体制強化策の結果が表れるまでに時間を要したこと、また為替が円安に振れたことなどがマイナスに影響いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、1,979,456千円(前連結会計年度比6.1％減少)を計上し、売上原価・販売費及び一般管理費の合計は1,911,295千円（前連結会計年度比1.8％増加）の計上となり、経常利益は47,405千円（前連結会計年度比74.8％減少）、当期純利益は、12,095千円（前連結会計年度比88.4％減少）となりました。

以下に各事業セグメントの状況を報告いたします。

(土壌汚染対策事業)

国内につきましては、株式会社アイ・エス・ソリューションは、営業人員の増員、西日本営業所（大阪市中央区）と沖縄営業所（那覇市）の開設、YAMAテック株式会社との資本業務提携等の営業体制の強化を図り、新規顧客の需要開拓に注力してまいりました。

しかしながら消費税増税による駆け込み需要の反動や案件の大型化に伴う受注までの営業期間の長期化により、第2四半期連結累計期間における売上が低調に推移し、その落ち込みを完全に補うことができませんでした。

その結果、売上高は、1,082,699千円(前連結会計年度比15.7%減少)、セグメント利益は37,292千円（前連結会計年度比74.4%減少）となりました。

また、土壌汚染地の流通促進を目指して、一般社団法人土地再生推進協会の設立に参画いたしました。

中国市場につきましては、江蘇聖泰実田環境修復有限公司に株式会社アイ・エス・ソリューションから経営全般を管理する総経理、技術担当の副総経理兼総工程師、生産技術部部長及び経理担当の総経理助理を出向させております。江蘇省内の地方政府及び不動産開発会社からの情報収集と営業活動に注力した結果、土壌汚染調査の件数が伸びました。しかしながら浄化工事の受注にまでは波及しておらず損益はマイナスとなり、持分法投資損益として19,190千円の損失を計上いたしました。

(土壌汚染関連機器・資材販売事業)

株式会社ランドコンシェルジュは、消費税増税による駆け込み需要の反動から土壌汚染調査の件数が減りジオプローブ本体、ジオプローブツール及びPVC井戸管は前年比で減少いたしましたが、土壌汚染対策用のポンプ類、ラディアント社製太陽光発電パネル設置用架台・杭及び鋼管の販売が好調でした。また、タイ及び台湾における販路を開拓いたしました。一方、為替が円安に振れたため、収益を下押しいたしました。

また、市場開拓の一環として、中国においては提携先の北京阜泓兴业貿易有限公司にデモ機を貸与して展示会に出展するなど積極的に市場にアピールいたしました。

その結果、売上高は509,629千円(前連結会計年度比11.1%増加)、セグメント利益は38,058千円(前連結会計年度比38.7%減少)となりました。

（ブラウンフィールド活用事業）

株式会社ビーエフマネジメントは、営業範囲を首都圏に絞り、大手不動産仲介業、日本クリーニング環境保全センター等の業界団体、破産管財人及び銀行関係などからの情報収集や株式会社アイ・エス・ソリューションとの連携を強化して７物件を購入し、浄化等が完了した物件を８物件販売いたしました。

その結果、売上高は387,127千円（前連結会計年度比5.8％増加）、セグメント利益は39,348千円（前連結会計年度比309.3％増加）となりました。

また、土壌汚染関連機器・資材販売事業において太陽光発電パネル設置用架台・杭の販売で築いたネットワークを活かして、ブラウンフィールド活用策の一つとして太陽光発電事業に参入することといたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,265,459千円で、その主なものは、太陽光発電所建設に係る建設仮勘定1,033,357千円及び事業用収益物件の購入221,633千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,325,000千円の調達を行い、243,750千円を返済いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 13 期 (平成24年３月期)	第 14 期 (平成25年３月期)	第 15 期 (平成26年３月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売　上　高(千円)	1,396,691	1,493,319	2,108,587	1,979,456
経 常 利 益(千円)	129,766	104,175	188,320	47,405
当 期 純 利 益(千円)	76,104	61,271	104,680	12,095
1株当たり当期純利益　(円)	27.33	22.00	36.75	2.93
総　資　産(千円)	1,495,323	1,470,335	2,220,070	3,719,886
純　資　産(千円)	558,114	621,004	1,384,426	1,438,098
1 株 当 た り 純 資 産 額　(円)	200.40	222.98	345.31	346.60

(注) １．平成25年８月21日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行いましたが、第13期の期首に行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

２．第15期連結会計年度より会計監査人を設置しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会　社　名	資本金(千円)	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ｱｲ・ｴｽ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ	40,000	100	土壌汚染対策事業
株 式 会 社 ﾗﾝﾄﾞｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ	5,000	100	土壌汚染関連機器・資材販売事業
株 式 会 社 ﾋﾞｰｴﾌﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	10,000	100	ブラウンフィールド活用事業
江蘇聖泰実田環境修復有限公司	250,000	49	土壌汚染対策事業

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する土壌汚染関連業界は、国内では専業の土壌汚染対策業者に加えて、建設・土木業者やエンジニアリング会社、地質調査・コンサル業者、計量証明機関など幅広い業界から多数の企業が参入しております。また中国では、土壌浄化を事業機会と捉えた大手企業の新規参入が相次いでおります。

当社グループといたしましては土壌汚染調査と土壌汚染浄化工事だけでなく、それらに付随するサービスや商品等を包括的に市場に投入して顧客の幅広いニーズに応えるとともに以下のような課題に取り組み、他社との差別化をより一層図ることにより、業容の拡大に努めてまいります。

① 営業基盤の強化

土壌汚染対策事業の売上を増やしシェアを拡大するためには、営業基盤の強化が課題と認識しております。これまでの効率を重視した営業の結果、当社グループの顧客企業は東京に偏っております。このたび西日本営業所（大阪市）と沖縄営業所（那覇市）を開設し、東京以外の重点地域に密着した営業展開を行える体制を整えました。各拠点での新規顧客及び新規協力業者の開拓に努めてまいります。また、リピート受注に支えられた反面、顧客が特定の業界に偏っております。そこで外部からの営業人材の補強や営業や生産で補完関係が築ける同業者との資本業務提携を行いました。これまで関係の弱かった業界への営業活動を強化してまいります。またブラウンフィールド活用事業とのグループ内連携を積極的に推進し、中小事業者に直接アプローチできる当社グループ独自の営業体制を強化してまいります。

② 技術開発体制の強化と新技術の確保

土壌汚染対策については、他社における技術的な追随や原位置浄化技術の汎用化が進んでおります。また、中国市場を念頭に国内とは異なる原位置浄化技術も必要になってきます。そのため既存の自社技術の優位性を発揮し続けるための技術開発と新技術の確保・実用化が他社との差別化をより一層図るための課題と認識しております。社内の技術部門による自前の開発に加えて、国内外の大学との共同研究や海外の先進企業からの技術導入等について積極的に進めてまいります。

③　海外市場展開の強化

中長期的な成長エンジンとして、これから土壌汚染対策に関する需要が顕在化する中国をはじめとしたアジア諸国の市場への展開が重要であると考えております。

中国においては、近年法制化の整備が進み、まさに市場が立ち上がろうという段階であるため、競合他社に先駆けた実績とブランド力の向上が課題と認識しております。そのため地方政府への働きかけ、モデルプロジェクトへの参画、国の試験研究機関や大学との共同研究、展示会・学会等での情報発信、日系企業に向けた啓発活動などに積極的に取り組んでまいります。

土壌汚染関連機器・資材販売事業では、台湾及びタイにおいて協力事業者を確保して、工法提案と機器や薬剤の販売を試験的に開始しました。案件を進めながら、本格的な販売開始時期、商品とビジネスモデル、実施体制、リスク分析等の検討を進めてまいります。

④　人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材を十分に確保することが不可欠でありますが、近年、建設技術者が逼迫しているため、人材の採用が課題であると認識しております。高い専門性を有する人材、中国をはじめとするアジア諸国で活躍できる人材及び管理職者の獲得には幅広いルートを活用するとともに、社内人材の育成に注力してまいります。幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などに積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当企業集団は、主要なものとして土壌汚染対策事業、土壌汚染関連機器・資材販売事業及びブラウンフィールド活用事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
土壌汚染対策事業	土壌汚染の調査、浄化工事の設計・施工、施主へのリスクコンサルティングを行う事業
土壌汚染関連機器・資材販売事業	原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行う事業
ブラウンフィールド活用事業	土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販する事業及び自然エネルギー等による売電事業

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都千代田区

②　子会社及び関連会社

株式会社ｱｲ・ｴｽ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ	本社（東京都千代田区） 西日本営業所（大阪府大阪市） 沖縄営業所　（沖縄県那覇市）
株式会社ﾗﾝﾄﾞｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ	本社（東京都千代田区） 所沢ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ（埼玉県入間郡三芳町）
株式会社ﾋﾞｰｴﾌﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	本社（東京都千代田区）
江蘇聖泰実田環境修復有限公司	本社（中国南京市）

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
土壌汚染対策事業	25	3名増
土壌汚染関連機器・資材販売事業	6	1名増
ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業	1	1名減
全社（共通）	6	2名増
合計	38	5名増

（注）　上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	2名増	38.50歳	2.10年

（注）　上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社みずほ銀行	1,232,500
株式会社三井住友銀行	301,336
株式会社りそな銀行	209,968
株式会社日本政策金融公庫	71,456
巣鴨信用金庫	45,830
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	30,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　11,140,000株
② 発行済株式の総数　4,149,200株
③ 株主数　3,281名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
西村　実	571,500	13.77
中村　賀一	361,000	8.70
平田　幸一郎	200,000	4.82
投資事業組合オリックス11号	194,000	4.68
日本証券金融株式会社	79,800	1.92
株式会社ＳＢＩ証券	62,200	1.50
中間　哲志	55,000	1.33
大澤　都世子	55,000	1.33
境　治美	55,000	1.33
マネックス証券株式会社	46,540	1.12

(2) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が140,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ14,000,000円増加しております。

(3) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 6 回 新 株 予 約 権
発行決議日		平成23年６月23日
新株予約権の数		1,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 140,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 20,000円 （１株当たり 200円）
権利行使期間		平成25年６月30日から 平成33年６月22日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,400個 目的となる株式数 140,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －
	監査役	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －

（注）１．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)は、次に定める場合には、当該新株予約権の権利行使ができないものとします。

ア．新株予約権者が、死亡以外の事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問もしくは従業員のいずれの地位も有しなくなったとき。ただし、当社の承認を得た場合は例外とする。

イ．新株予約権者が死亡したとき。ただし、新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人がこれを相続するものとする。

ウ．その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

２．当社は、平成25年８月21日付で、株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。従いまして、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村　実	経営全般 株式会社アイ・エス・ソリューション代表取締役
取締役	中村賀一	最高財務責任者
取締役	角田真之	海外事業企画担当 株式会社ランドコンシェルジュ代表取締役
取締役	湊初枝	日本シーガテック株式会社 取締役最高顧問
常勤監査役	行川一郎	
監査役	星野隆宏	K&L Gates外国法共同事業法律事務所　パートナー
監査役	平田幸一郎	平田公認会計士事務所所長

（注）１．取締役湊初枝氏は、社外取締役であります。
２．監査役行川一郎氏、星野隆宏氏及び平田幸一郎氏は、社外監査役であります。
３．監査役星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役平田幸一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．平成26年６月26日開催の第15回定時株主総会において、湊初枝氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
６．平成26年６月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、取締役村岡元司氏は辞任いたしました。
７．当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として監査役行川一郎氏及び監査役星野隆宏氏を指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	員数（名）	報酬等の額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	4 (1)	40,761 (450)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	6,360 (6,360)
合計 （うち社外役員）	7 (4)	47,121 (6,810)

（注）1．上記には平成26年６月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役村岡元司を含めております。
2．取締役の報酬限度額は、平成11年６月23日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成11年６月23日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役湊初枝氏及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役湊初枝氏は、日本シーガテック株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役星野隆宏氏は、K&L Gates外国法共同事業法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役平田幸一郎氏は、平田公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　湊　　初　枝	平成26年６月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。主に環境ビジネスを展開する会社の経営を長年担っており、環境ビジネスにおける高い見識と豊富な経験に基づく発言を適宜行っております。
監査役　行　川　一　郎	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会計に関する知識及び幅広い知識から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　星　野　隆　宏	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　平　田　幸一郎	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会における監査役会規程に基づき、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、当社監査役会で審議し解任・不再任を決議いたします。この場合、解任・不再任に関する議案を株主総会への付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

また、監査役会は会計監査人の継続監査年数その他事情を総合的に勘案し、その解任又は不再任を決定いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は「エンバイオ・ホールディングスグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、社会倫理を優先させる行動をするよう周知徹底しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する重要な文書等は、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底することとしております。また、大規模な事故・災害等当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとしております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び監査役が出席する取締役会を原則月１回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとしております。さらに、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理するものとしております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・当社は「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ内の子会社におけるコンプライアンス推進を支援します。

・「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を所管する管理部と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施します。
・子会社の業務活動全般も内部監査担当者による内部監査の対象としており、併せてグループ一体となった内部統制の維持・整備に努めます。

ロ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。
・子会社における業務執行状況及び決算などの財務状況を定期的に当社の取締役会で報告をするものとします。

ハ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
・子会社のリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、当社がグループ全体のリスクの評価と対応の実施及びリスク管理体制の維持・整備に努めます。

ニ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については、その内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理部門担当取締役が監査役の意見を十分に検討し、必要に応じて人員を配置します。

ロ．監査役を補助すべき使用人の人事異動については、監査役と管理部門担当取締役が協議し、決定します。

⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

監査役を補助すべき使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施します。

⑧　当社の監査役への報告に関する体制について

イ．当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の体制について

・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。

・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

ロ．子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

・当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または使用人にその説明を求めることとします。

・子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告します。

・「内部通報規程」において、通報窓口は通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社社内規程に従い処分を課します。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱い（降格、減給、解雇、派遣労働者の交代、労働者派遣契約の解除等）を禁止しております。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について

取締役は監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置します。

⑩　その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

イ．取締役及び使用人は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を高めるため、監査役の監査に協力します。

ロ．監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催し、また内部監査担当部門と連携を図り、効果的な監査業務を遂行します。

⑪　財務報告の適正性を確保するための体制の整備について

当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従い、財務報告に係る具体的な内部統制の整備及び運用を定め、財務報告の信頼性及び適正性を確保します。

⑫　反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容について

イ．当社は、反社会的勢力への対応について、管理部を対応窓口として、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策実施マニュアル」を制定し、当社のステークホルダーに反社会的勢力が係わっていないことのチェックを指示し確認します。

ロ．当社は、反社会的勢力についての理解を深め、関係を排除するための対応、毅然とした対応ができるよう、定期的に社内教育を行います。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年4月24日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改訂しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改正内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,099,826	流動負債	813,514
現金及び預金	1,064,174	買掛金	213,073
受取手形及び売掛金	539,298	未払金及び未払費用	21,942
たな卸資産	422,747	短期借入金	450,000
繰延税金資産	15,174	1年以内返済予定の長期借入金	86,852
その他	62,034	その他	41,646
貸倒引当金	△3,603	固定負債	1,468,274
固定資産	1,620,059	長期借入金	1,354,238
有形固定資産	1,276,852	社債	100,000
建物及び構築物	44,340	その他	14,036
機械装置及び運搬具	11,512	負債合計	2,281,788
土地	184,566	（純資産の部）	
建設仮勘定	1,033,357	株主資本	1,414,875
その他	3,076	資本金	429,782
無形固定資産	32,707	資本剰余金	501,929
投資その他の資産	310,499	利益剰余金	483,163
投資有価証券	205,837	その他の包括利益累計額	23,223
敷金及び保証金	48,760	その他有価証券評価差額金	△158
繰延税金資産	1,746	繰延ヘッジ損益	518
その他	54,155	為替換算調整勘定	22,863
資産合計	3,719,886	純資産合計	1,438,098
		負債純資産合計	3,719,886

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,979,456
売上原価		1,451,391
売上総利益		528,065
販売費及び一般管理費		459,904
営業利益		68,161
営業外収益		
受取利息及び配当金	695	
為替差益	7,932	
その他	2,343	10,971
営業外費用		
支払利息	7,208	
持分法による投資損失	19,190	
その他	5,329	31,727
経常利益		47,405
特別損失		
固定資産除却損	19	19
税金等調整前当期純利益		47,385
法人税、住民税及び事業税	36,476	
法人税等調整額	△1,185	35,290
少数株主損益調整前当期純利益		12,095
当期純利益		12,095

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	415,782	487,929	471,068	1,374,780
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	14,000	14,000		28,000
当期純利益			12,095	12,095
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）				
当連結会計年度変動額合計	14,000	14,000	12,095	40,095
当連結会計年度末残高	429,782	501,929	483,163	1,414,875

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	64	47	9,535	9,646	1,384,426
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					28,000
当期純利益					12,095
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△223	471	13,328	13,576	13,576
当連結会計年度変動額合計	△223	471	13,328	13,576	53,671
当連結会計年度末残高	△158	518	22,863	23,223	1,438,098

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　3社

・主要な連結子会社の名称

株式会社アイ・エス・ソリューション

株式会社ランドコンシェルジュ

株式会社ビーエフマネジメント

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　　1社

・非連結子会社の名称

ヴェガ・ソーラー合同会社

ヴェガ・ソーラー合同会社は当連結会計年度において新規に設立されております。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、純資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　1社

・主要な会社等の名称　　江蘇聖泰実田環境修復有限公司

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数　1社

・主要な会社等の名称　　ヴェガ・ソーラー合同会社

タイ・グローリーインターナショナルビジネス社は期中において清算が終了しております。

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社及び関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ．デリバティブ

時価法によっております。

ハ．たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品……移動平均法
・原材料……移動平均法
・仕掛品……個別法
・仕掛販売用不動産……個別法
・販売用不動産……個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　４年～22年
機械装置及び運搬具　４年～７年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③　繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

④　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

工事請負契約に関する収益及び費用の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の工事

工事完成基準

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引及び借入金利息

ハ．ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、予定取引の範囲内でヘッジを行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	122,199千円
たな卸資産	243,204千円
建物及び構築物	19,655千円
土地	78,718千円
建設仮勘定	1,033,357千円
計	1,497,135千円

② 担保に係る債務

短期借入金	120,000千円
１年以内返済予定の長期借入金	14,696千円
長期借入金	1,269,140千円
計	1,403,836千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　59,128千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　4,149,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　356,000株

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行を中心とした借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的とした資金調達であります。一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、及び外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替取引、ヘッジを適用しないオプション通貨取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法等については、前述の「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計処理基準に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権債務管理規程に従い、営業債権について管理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握することで、信用リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権・債務については、先物為替予約等によるヘッジを行い、為替のリスクの低減を図っております。また、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「デリバティブ管理規程」に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,064,174	1,064,174	－
(2) 受取手形及び売掛金	539,298	539,298	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	4,813	4,813	－
資産計	1,608,286	1,608,286	－
(1) 買掛金	213,073	213,073	－
(2) 短期借入金	450,000	450,000	
(3) １年以内返済予定の長期借入金	86,852	86,852	－
(4) 長期借入金	1,354,238	1,332,973	△21,264
負債計	2,104,163	2,082,898	△21,264
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,903	3,903	－
ヘッジ会計が適用されているもの	775	775	－
デリバティブ取引計	4,678	4,678	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

時価については取引所の市場価格によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)１年以内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借り入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップ特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	101,023千円
非上場債券	100,000千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

５．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の連結子会社であります株式会社ビーエフマネジメントでは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として収益物件を保有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
142,625千円	116,076千円	258,701千円	325,667千円

(注) 1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、茅場町(98,374千円)及び東砂(21,242千円)、白山(46,241千円)、大鳥居(44,987千円)の収益物件であり、主な減少額は、阿佐ヶ谷(104,353千円)を販売用不動産に振替えたことによるものであります。

3．当連結会計年度末の時価は重要性のあるものについては不動産鑑定評価額、それ以外のものについては固定資産税評価額等を基に合理的に調整した価額を使用しております。

4．当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、22,232千円であります。

6．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　346円60銭

(2) 1株当たり当期純利益　2円93銭

7．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8．その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,102,420	流動負債	266,189
現金及び預金	618,500	短期借入金	250,000
短期貸付金	423,500	1年以内返済予定の長期借入金	9,200
未収入金	56,392	未払金	1,669
前払費用	3,050	未払費用	769
繰延税金資産	223	預り金	1,633
その他	753	未払法人税等	1,956
固定資産	411,110	未払消費税等	887
有形固定資産	116,514	その他	72
建設仮勘定	116,021	固定負債	173,300
その他	492	長期借入金	173,300
無形固定資産	1,481	負債合計	439,489
ソフトウエア	1,396	（純資産の部）	
その他	85	株主資本	1,074,041
投資その他の資産	293,115	資本金	429,782
投資有価証券	100,000	資本剰余金	501,929
関係会社株式	178,450	資本準備金	339,782
長期前払費用	5,370	その他資本剰余金	162,146
敷金及び保証金	6,271	利益剰余金	142,329
保険積立金	2,938	その他利益剰余金	142,329
繰延税金資産	84	繰越利益剰余金	142,329
資産合計	1,513,530	純資産合計	1,074,041
		負債純資産合計	1,513,530

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**146,172**
営業費用		**136,258**
営業利益		**9,913**
営業外収益		
受取利息	8,145	
その他	9	8,154
営業外費用		
支払利息	3,307	
関係会社整理損	1,085	
為替差損	3	
株式交付費	310	
その他	905	5,611
経常利益		**12,456**
税引前当期純利益		**12,456**
法人税、住民税及び事業税	△17,264	
法人税等調整額	314	△16,950
当期純利益		**29,407**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	415,782	325,782	162,146	487,929	112,922	112,922	1,016,634	1,016,634
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	14,000	14,000		14,000			28,000	28,000
当期純利益					29,407	29,407	29,407	29,407
当期変動額合計	14,000	14,000	－	14,000	29,407	29,407	57,407	57,407
当期末残高	429,782	339,782	162,146	501,929	142,329	142,329	1,074,041	1,074,041

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

無形固定資産

・自社利用のソフトウエア

社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	73,175千円
建設仮勘定	116,021千円
計	189,196千円

② 担保に係る債務

１年以内返済予定の長期借入金	9,200千円
長期借入金	173,300千円
計	182,500千円

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社アイ・エス・ソリューション	39,968千円
株式会社ランドコンシェルジュ	1,158,364千円
株式会社ビーエフマネジメント	171,336千円
計	1,369,668千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	458,787千円
② 短期金銭債務	77千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	145,800千円
営業取引以外の取引高	7,643千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	5,825千円
未払事業税	333千円
その他	126千円
繰延税金資産小計	6,285千円
評価性引当額	△5,976千円
繰延税金資産合計	308千円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社アイ・エス・ソリューション	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導 経営管理	連結納税個別帰属額	17,198	未収入金	17,198
				経営管理料	40,150	－	－
				配当金の受取	60,000	－	－
				債務保証	39,968	－	－
子会社	株式会社ラントﾞコンシェルジﾞュ	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導 経営管理	経営管理料	19,650	－	－
				資金の貸付 資金の回収	110,000 －	短期貸付金 －	110,000 －
				配当金の受取	23,000	－	－
				債務保証	1,158,364	－	－
子会社	株式会社ヒﾞｰエフマネジﾞメント	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導 経営管理	資金の貸付 資金の回収	354,000 313,500	短期貸付金 －	313,500 －
				担保の受入	52,500	－	－
				利息の受取	7,152	－	－
				債務保証	171,336	－	－
関連会社	江蘇聖泰実田環境修復有限公司	所有 直接 49%	役員の兼任 経営指導 技術指導	出資	49,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．経営管理料については、双方協議のうえ、合理的に決定しております。
２．配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき、合理的に決定しております。
３．子会社の金融機関借入に対して、債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
４．貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。
５．当社の金融機関借入に対して、子会社所有の不動産の担保提供を受けております。
６．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　258円86銭
(2) １株当たり当期純利益　7円13銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

株式会社エンバイオ・ホールディングス

取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

株式会社エンバイオ・ホールディングス

取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

（次頁へ続く）

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

株式会社　エンバイオ・ホールディングス　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　行川　一郎　㊞

社外監査役　星野　隆宏　㊞

社外監査役　平田　幸一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１.定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第28条（取締役の責任免除）及び第36条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２.定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条～第17条　（条文省略）	第１条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第18条～第27条　（条文省略）	第18条～第27条　（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第28条　（条文省略） ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　（現行どおり） ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第29条～第35条　（条文省略）	第29条～第35条　（現行どおり）
（責任限定契約） 第36条 （新設）	（監査役の責任免除） 第36条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第37条～第40条　（条文省略）	第37条～第40条　（現行どおり）

第２号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の氏名、略歴は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	西村　実（にしむら　みのる） （昭和33年11月7日）	昭和56年４月　ライオン株式会社入社 平成２年５月　株式会社日本総合研究所入社 平成12年６月　株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ（現：当社）取締役 平成15年１月　株式会社アイ・エス・ソリューション代表取締役(現任) 平成18年８月　株式会社ランドコンシェルジュ取締役(現任) 平成20年１月　当社代表取締役社長(現任) 平成22年３月　株式会社ビーエフマネジメント取締役(現任) 平成24年６月　江蘇聖泰実田環境修復有限公司董事(現任) 平成27年２月　一般社団法人土地再生推進協会理事(現任)	571,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	中村賀一（なかむらよしかず） （昭和48年３月11日）	平成７年10月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 平成12年７月　平田公認会計士事務所入所 平成16年６月　株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ（現：当社）取締役（現任） 平成18年８月　株式会社ランドコンシェルジュ取締役（現任） 平成19年６月　株式会社アイ・エス・ソリューション取締役（現任） 平成22年３月　株式会社ビーエフマネジメント取締役（現任） 平成24年６月　江蘇聖泰実田環境修復有限公司董事（現任）	361,000株
3	角田真之（かくたまさゆき） （昭和32年９月４日）	昭和56年４月　野崎産業株式会社入社 平成３年４月　株式会社トーメンエアロスペース（現：株式会社エアロパートナーズ）入社 平成９年３月　株式会社インターナショナル・サーボ・データー入社 平成20年９月　株式会社ランドコンシェルジュ取締役 平成22年６月　株式会社ランドコンシェルジュ代表取締役（現任） 平成24年６月　当社取締役（現任）	25,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	湊（みなと）　初枝（はつえ） （昭和44年６月27日）	平成２年12月　Yoshin Investment(USA),Inc.入社 平成８年10月　株式会社東海銀行（現:株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行　米州室投資銀行企画部企画グループ 平成14年４月　日本シーガテック株式会社取締役社長 平成26年６月　当社社外取締役（現任） 平成26年７月　日本シーガテック株式会社取締役最高顧問 平成27年５月　日本シーガテック株式会社代表取締役社長（現任）	3,000株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者が所有する当社株式数は、平成27年３月31日最終の株主名簿の記載によります。

３．湊初枝氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって１年となります。

４．湊初枝氏は、社外取締役候補者であります。

５．湊初枝氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

① 環境ビジネスを展開する会社の経営を長年担っており、環境ビジネスにおける高い見識と豊富な経験を有し、かつ経営者の視点をお持ちであること

② 米国において、10年以上のビジネス経験があり、今後の国際的なビジネス展開において有益な助言をいただけること

上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

６．当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、湊初枝氏は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。なお「第１号議案　定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができることとなります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、補欠の監査役として１名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
村岡　元司（むらおか　もとし） （昭和39年１月１日）	昭和63年４月　丸紅株式会社入社 平成３年１月　株式会社日本総合研究所入社 平成12年６月　株式会社NTTデータ経営研究所入社　社会・環境戦略コンサルティング本部長・パートナー（現任） 平成18年８月　株式会社ランドコンシェルジュ代表取締役 平成22年６月　当社取締役	45,000株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者が所有する当社株式数は、平成27年３月31日最終の株主名簿の記載によります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階
ソラシティカンファレンスセンター　Room C
TEL 03－6206－4855

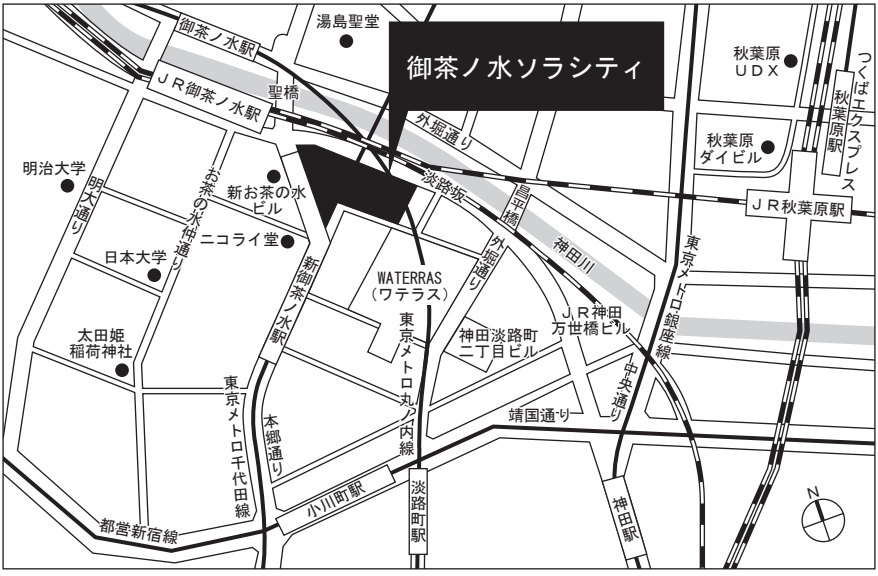

交通　ＪＲ：御茶ノ水駅　　聖橋口より　徒歩約１分
東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅　　Ｂ２出口直結
東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅　　出口１より　徒歩約４分